

様式第14号(第13条関係)



市民税  
 県民税  
 森林環境税

特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

( 年 月 日提出)

香川県三豊市長	様	①申請者	住所又は所在地	電話番号	
			氏名又は称名	特別徴収義務者指定番号	
				特別徴収義務者法人番号	
地方税法第321条の5の2の規定により市民税・県民税・森林環境税特別徴収の納期の特例について申請します。					
② 特例の適用を受けようとする税額			年 月以後の特別徴収税額 円		
③ 申請の日前6ヶ月間の各月末の給与を受ける者の人員及び各月の支払金額  ※( )内は、上記のうち臨時勤務者にかかる者			年 月 ( 人 ) ( 円 )	年 月 ( 人 ) ( 円 )	円
			年 月 ( 人 ) ( 円 )	年 月 ( 人 ) ( 円 )	円
			年 月 ( 人 ) ( 円 )	年 月 ( 人 ) ( 円 )	円
④ ③欄のうち三豊市に住所を有する者の氏名 ※( )内の臨時職員を除く					
⑤ (1) 三豊市徴収金の滞納があり、又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由 (2) 申請の日前1ヵ年以内に納期の特例について、その承認を取り消されたことがある場合には、その年月日					

※市処理欄	処理区分	却下の理由	起案		年 月 日	整理簿 記入
	承認 却下		決済		年 月 日	
			施行		年 月 日	徴収簿 記入
			部長	課長	課長補佐	
						通知書 記入

※ 必ず申請についての注意事項を見て記入してください。

## 申請についての注意事項

### 1 特別徴収の納期の特例制度について

(1) この制度の適用を受けることができる特別徴収義務者は、給与の支払を受けるものが常時10人未満であるものについて、市長の承認を受けたものです。

※「常時10人未満」とは、平常時に給与の支払を受けるものが10人に満たないということです。従って繁忙期に臨時に雇い入れた人数を含めません。

(2) この特例の承認を受けた場合は、支払給与、退職所得等について徴収した特別徴収税額は、それぞれ次に掲げる期限までに納入することになります。

6月から11月までに徴収した税額：12月10日までに納入      12月から5月までに徴収した税額：6月10日までに納入

(3) 納期の特例について承認を受けていたものは、その者から給与の支払を受けるものが10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく市長に書面により届け出なければなりません。

◎ 注意：滞納や著しい納付遅延があるような者については、この特例の承認を受けられないことがあります。また、この承認を受けても滞納したり納付遅延をきたしますと、この特例の承認を取り消されることがありますから、ご注意願います。

### 2 申請書の書き方

(1) ①欄には、申請書が個人である場合にはその住所及び氏名を記入してください。また、法人である場合には本店又は主たる事務所の所在地及び法人名又は代表者氏名を記入してください。ただし、支店・支社等で特別徴収を行っている者が申請者である場合には、その支店・支社等の所在地及び名称並びに責任者名を記入してください。

(2) ②欄には、納期の特例の適用開始を希望する年月を記入してください。

(3) ③欄には、申請の日前6ヶ月の各月末に給与支払を受ける人員数と各月の給与の支払金額(賞与等の臨時的給与を含む)を記入してください。(給与の支払を受けているもの全員について記入してください。三豊市への納税者についてではありません)

(4) ④欄には、三豊市に住所を有する者の氏名を記入してください。

(5) ⑤欄には、該当する場合に限り記入してください。